

公 告

◎九州旅客鉄道株式会社公告第 9号

旅客連絡運輸規則（昭和62年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第15号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行します。

平成30年2月5日

九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

第63条第 2 号を次のように改める。

(2) 前号口に規定する取扱期別の第 1 期と第 2 期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車等の乗車船駅における乗車船日のいずれかが第 2 期に該当する場合は、第 2 期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第 1 期の割引率を全行程に対して適用する。

第 1 期	1 月 1 日から同月10日まで
	3 月 1 日から 5 月31日まで
	7 月 1 日から 8 月31日まで
	10月 1 日から同月31日まで
	12月21日から同月31日まで
第 2 期	第 1 期以外の日

第72条の 2 第 1 号を次のように改める。

(1) 大人座席指定料金

旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と伊豆急行株式会社線区間、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金100円（WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線区間にあつては座席指定料金200円）を併算した額

附則

この公告は平成30年 4 月 1 日乗車となるものから施行する。ただし、第63条に係る改正は平成29年 7 月 1 日乗車となるものから適用する。